○富山市使用済自動車の再資源化等に関する法律施行細則

平成17年4月1日
富山市規則第159号

（趣旨）

第1条　この規則は、使用済自動車の再資源化等に関する法律（平成14年法律第87号。以下「法」という。）の施行に関し、法、使用済自動車の再資源化等に関する法律施行令（平成14年政令第389号）及び使用済自動車の再資源化等に関する法律施行規則（平成14年経済産業省・環境省令第7号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（廃業等の届出）

第2条　法第48条第1項（法第59条において準用する場合を含む。）の規定による届出は、引取業及びフロン類回収業廃業等届出書（様式第1号）により行うものとする。

2　法第64条（法第72条において準用する場合を含む。）の規定による届出は、解体業及び破砕業廃業等届出書（様式第2号）に許可証を添えて行うものとする。

（登録簿の閲覧）

第3条　法第47条（法第59条において準用する場合を含む。）の規定による引取業者登録簿及びフロン類回収業者登録簿（以下これらを「登録簿」という。）の閲覧は、環境部環境政策課内の閲覧所（以下「閲覧所」という。）において行う。

2　閲覧所の休日は、富山市の休日を定める条例（平成17年富山市条例第2号）第1条第1項に規定する市の休日とする。

3　登録簿の閲覧時間は、午前9時から午前11時30分まで及び午後1時から午後4時30分までとする。

4　前2項の規定にかかわらず、市長は、登録簿の整理その他必要があると認めるときは、臨時に閲覧所の休日又は閲覧時間を変更することができる。この場合において、市長は、あらかじめ、その旨を閲覧所に掲示するものとする。

（閲覧者の遵守事項等）

第4条　閲覧者は、係員が指示する場所で閲覧し、登録簿を閲覧所の外に持ち出してはならない。

2　閲覧者は、係員の指示に従い閲覧し、登録簿の損傷、汚損、加筆等の行為をしてはならない。

3　閲覧者は、登録簿の閲覧を終えたときは、係員にこれを返還し、その検査を受けなければならない。

4　閲覧者は、閲覧所において他人に迷惑を及ぼす行為をしてはならない。

5　市長は、閲覧者が前各項の規定のいずれかに違反したときは、その閲覧を停止し、又は禁止することができる。

附　則

（施行期日）

1　この規則は、平成17年4月1日から施行する。

（経過措置）

2　この規則の施行の日の前日までに、合併前の富山市使用済自動車の再資源化等に関する法律施行細則（平成16年富山市規則第72号）又は富山県使用済自動車の再資源化等に関する法律施行規則（平成16年富山県規則第56号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為で、この規則の施行の日以後において市長が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、それぞれこの規則の相当規定によりなされたものとみなす。

附　則（令和3年3月29日富山市規則第19号）

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

様式第1号（第2条関係）

様式第1号(第2条関係)

年　　月　　日

引取業及びフロン類回収業廃業等届出書

(宛先)富山市長

届出者
住所(所在地)
氏名(名称及び代表者の氏名)
電話番号

使用済自動車の再資源化等に関する法律第48条第1項(同法第59条において準用する場合を含む。)に該当することになったので、同項の規定により、次のとおり届け出ます。

登録番号	
廃業等の年月日	年　　月　　日
廃業等の理由	死亡・合併・破産・解散・廃止
届出者と当該登録業者であった者との関係	相続人・役員・破産管財人・清算人・本人

備考　該当箇所を○で囲んでください。

様式第2号(第2条関係)

様式第2号(第2条関係)

年　　月　　日

解体業及び破砕業廃業等届出書

(宛先)富山市長

届出者
住所(所在地)
氏名(名称及び代表者の氏名)
電話番号

使用済自動車の再資源化等に関する法律第64条(同法第72条において準用する場合を含む。)に該当することになったので、同項の規定により、次のとおり届け出ます。

許可番号	
廃業等の年月日	年　　月　　日
廃業等の理由	死亡・合併・破産・解散・廃止
届出者と当該許可業者であった者との関係	相続人・役員・破産管財人・清算人・本人

備考　1　該当箇所を○で囲んでください。
　　2　許可証を添えてください。